

## 【資料2】

### 常勤換算方法による地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の運用について

#### 1 趣旨

介護保険法施行規則の一部改正により、各自治体における条例改正を経て、地域包括支援センター運営協議会が認めた場合に、地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）における柔軟な職員配置が可能となりました。

本市では、センターの職員配置基準の根拠である府中市介護保険条例を令和7年4月1日付で改正しており、今後、センターから当該配置に係る希望があった場合の本市の運用について定めるものです。

#### 2 常勤換算方法による職員配置の概要

センターに配置すべき3職種である、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（それぞれにおいてその他これに準ずる者を含みます。）の職員配置について、常勤職員で配置することを原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会である府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会（以下「協議会」といいます。）が、市内に住所を有する65歳以上の者の数及びセンターの運営状況を勘案して必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能とします。

#### 3 本市における運用方法（詳細は、別紙）

今般の改正は、職員確保が困難となっている状況を踏まえ実施されたものであり、地域包括支援センターによる支援の質を担保する観点から、センターから常勤換算方法による職員配置の希望があった場合は、協議会における都度の審議を省略し、協議会会長に報告の上、承認を得る運用とします。

なお、当該運用に係る承認結果については、年1回、協議会に報告します。

#### 4 運用開始予定日

令和7年10月1日（令和7年9月30日開催予定の地域包括支援センター長会議において周知し運用開始）